

都市計画法に基づく開発許可申請等の手引」の一部改正（令和7年5月1日施行） 新旧対照表

改正前	改正後	備考																											
<p>【表紙】 都市計画法に基づく開発許可申請等の手引</p> <p>令和7年4月 京都府建設交通部建築指導課</p> <p>※令和4年10月1日以降は本手引に基づき申請等を行ってください。</p>	<p>【表紙】 都市計画法に基づく開発許可申請等の手引</p> <p>令和7年5月 京都府建設交通部建築指導課</p> <p>※令和7年5月1日以降は本手引に基づき申請等を行ってください。</p>	<p>発行日の時点修正</p>																											
<p>【はじめに】 (前略)</p> <p>※この手引における法令等の略称は次のとおりです。 (中略)</p> <p>『実務』とは、『都市計画法開発許可申請の実務』（京都府における開発許可等の審査基準を定めたもの）をいいます。 <u>(新設)</u></p>	<p>【はじめに】 (前略)</p> <p>※この手引における法令等の略称は次のとおりです。 (中略)</p> <p>『実務』とは、『都市計画法開発許可申請の実務』（京都府における開発許可等の審査基準を定めたもの）をいいます。 <u>「盛土規制法」とは、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をいいます。</u></p>	<p>略称追加</p>																											
<p>【10 ページ】（事前協議書の必要図書一覧） (前略)</p> <table border="1" data-bbox="257 1069 918 1332"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>図書の名称</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>現況図</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td><u>土地利用計画図</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td><u>排水施設計画平面図</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td><u>造成計画平面図（建築等の場合は不要）</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	添付順序	図書の名称	(略)		(中略)		7	<u>現況図</u>		8	<u>土地利用計画図</u>		9	<u>排水施設計画平面図</u>		10	<u>造成計画平面図（建築等の場合は不要）</u>		<p>【10 ページ】（事前協議書の必要図書一覧） (前略)</p> <table border="1" data-bbox="974 1069 1635 1332"> <thead> <tr> <th>添付順序</th> <th>図書の名称</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>不動産登記法第14条第1項に規定する「地図」又は第4項に規定する「地図に準ずる図面」（以下この項目において「登記地図」という。）の</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	添付順序	図書の名称	(略)		(中略)		7	<u>不動産登記法第14条第1項に規定する「地図」又は第4項に規定する「地図に準ずる図面」（以下この項目において「登記地図」という。）の</u>		<p>記載位置変更</p>
添付順序	図書の名称	(略)																											
	(中略)																												
7	<u>現況図</u>																												
8	<u>土地利用計画図</u>																												
9	<u>排水施設計画平面図</u>																												
10	<u>造成計画平面図（建築等の場合は不要）</u>																												
添付順序	図書の名称	(略)																											
	(中略)																												
7	<u>不動産登記法第14条第1項に規定する「地図」又は第4項に規定する「地図に準ずる図面」（以下この項目において「登記地図」という。）の</u>																												

11	造成計画断面図（建築等の場合は現況断面図）			合成図		
12	不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する「地図」又は第 4 項に規定する「地図に準ずる図面」（以下この項目において「登記地図」という。）の合成図		8	現況図		
(以下略)			9	土地利用計画図		
			10	造成計画平面図（建築等の場合は不要）		
			11	造成計画断面図（建築等の場合は現況断面図）		
			12	排水施設計画平面図		
(以下略)			(以下略)			
【11 ページ】（事前協議書の必要図書作成注意事項）（前略）			【11 ページ】（事前協議書の必要図書作成注意事項）（前略）			
経路図	(略)		経路図	(略)		記載位置変更
(記載位置変更)			登記地図の合成図	(略)		
現況図	(前略) ・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の 状況（1 ha以上の開発に限る） (以下略)		現況図	(前略) ・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する盛土又は切土を行う部分の表土の 状況（1 ha以上の開発に限る） (以下略)		用語修正
(以下略)			(以下略)			
【12 ページ】（事前協議書の必要図書作成注意事項）（前略）			【12 ページ】（事前協議書の必要図書作成注意事項）（前略）			
排水施設計画平面図	(略)		(記載位置変更)			記載位置変更
造成計画	(前略)		造成計画	(前略)		



<p>項に規定する「<u>地図に準ずる図面</u>」（以下この項目において「<u>登記地図</u>」という。）の合成図</p>		8	<u>土地利用計画図</u>		
	(以下略)	9	<u>造成計画平面図</u>		
		10	<u>造成計画断面図</u>		
		11	<u>排水施設計画平面図</u>		
(以下略)		(以下略)			
<p>【14 ページ】（連絡協議会設計説明書の必要図書作成注意事項）</p>					
(前略)					
開発区域区域図	(略)				
(記載位置変更)					
現況図	(前略)				
<p>・政令第28条の2第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置及び同条第二号に規定する<u>切土又は盛土</u>を行う部分の表土の状況（1ha以上の開発に限る）</p>					
(以下略)					
(以下略)					
<p>【14 ページ】（連絡協議会設計説明書の必要図書作成注意事項）</p>					
(前略)					
開発区域区域図	(略)				
<u>登記地図の合成図</u>	(略)				
現況図	(前略)				
<p>・政令第28条の2第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置及び同条第二号に規定する<u>盛土又は切土</u>を行う部分の表土の状況（1ha以上の開発に限る）</p>					
(以下略)					
(以下略)					
<p>【15 ページ】（連絡協議会設計説明書の必要図書作成注意事項）</p>					
(前略)					
<u>排水施設計画平面図</u>	(略)				
(記載位置変更)					
造成計画平面図	(前略)				
<p>・<u>切土又は盛土</u>をする土地の部分（<u>切</u></p>					
造成計画平面図	(前略)				
<p>・<u>盛土又は切土</u>をする土地の部分（<u>盛</u></p>					
(用語修正)					

	<p>土は黄色に、盛土は緑色に着色) (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講じるものがあるときは、その部分を図示すること。</li> </ul>		<p>土は緑色に、切土は黄色に着色) (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講じるものがあるときは、その部分を図示すること。</li> </ul>	記載位置変更	
造成計画断面図	<p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切土又は盛土をする前後の地盤高 (切土は黄色に、盛土は緑色に着色) (以下略)</li> </ul>	造成計画断面図	<p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土をする前後の地盤高 (盛土は緑色に、切土は黄色に着色) (以下略)</li> </ul>		
登記地図の合成図	(略)	(記載位置変更)		記載位置変更	
(記載位置変更)		排水施設計画平面図	(略)		
(以下略)		(以下略)			
【16 ページ】 (開発 (建築等) 計画説明書の必要図書一覧表)		【16 ページ】 (開発 (建築等) 計画説明書の必要図書一覧表)		記載位置変更	
(前略)		(前略)			
添付順序	図書の名称	(略)	添付順序	図書の名称	(略)
	(中略)			(中略)	
5	現況図		5	不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する「地図」又は第 4 項に規定する「地図に準ずる図面」 (以下この項目において「登記地図」という。) の合成図	
6	土地利用計画図		6	現況図	
7	造成計画平面図 (建築等の場合は不要)		7	土地利用計画図	
8	造成計画断面図 (建築等の場合は現況断面図)		8	造成計画平面図 (建築等の場	
9	不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する「地図」又は第 4 項に規定する「地図に準ずる				

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="257 268 414 379"></td> <td data-bbox="414 268 810 379"> <u>図面</u>（以下この項目において「<u>登記地図</u>」という。）の<u>合成図</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="257 379 810 421">(以下略)</td> </tr> </table>		<u>図面</u> （以下この項目において「 <u>登記地図</u> 」という。）の <u>合成図</u>	(以下略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="974 268 1131 308"></td> <td data-bbox="1131 268 1527 308">合は不要)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="974 308 1131 379">9</td> <td data-bbox="1131 308 1527 379"> <u>造成計画断面図</u>（建築等の場合は<u>現況断面図</u>） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="974 379 1527 421">(以下略)</td> </tr> </table>		合は不要)	9	<u>造成計画断面図</u> （建築等の場合は <u>現況断面図</u> ）	(以下略)				
	<u>図面</u> （以下この項目において「 <u>登記地図</u> 」という。）の <u>合成図</u>													
(以下略)														
	合は不要)													
9	<u>造成計画断面図</u> （建築等の場合は <u>現況断面図</u> ）													
(以下略)														
<p>【17 ページ】（開発（建築等）計画説明書の必要図書作成注意事項） (前略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="257 539 376 651">開発区域区域図</td> <td data-bbox="376 539 936 651">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="257 651 936 762">(記載位置変更)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 762 376 986">現況図</td> <td data-bbox="376 762 936 986">           (前略)            ・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する<u>切土</u>又は<u>盛土</u>を行う部分の表土の状況（1 ha以上の開発に限る）            (以下略)         </td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	開発区域区域図	(略)	(記載位置変更)		現況図	(前略) ・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する <u>切土</u> 又は <u>盛土</u> を行う部分の表土の状況（1 ha以上の開発に限る） (以下略)	<p>【17 ページ】（開発（建築等）計画説明書の必要図書作成注意事項） (前略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="974 539 1093 651">開発区域区域図</td> <td data-bbox="1093 539 1653 651">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="974 651 1093 762"><u>登記地図の合成図</u></td> <td data-bbox="1093 651 1653 762">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="974 762 1093 986">現況図</td> <td data-bbox="1093 762 1653 986">           (前略)            ・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する<u>盛土</u>又は<u>切土</u>を行う部分の表土の状況（1 ha以上の開発に限る）            (以下略)         </td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	開発区域区域図	(略)	<u>登記地図の合成図</u>	(略)	現況図	(前略) ・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する <u>盛土</u> 又は <u>切土</u> を行う部分の表土の状況（1 ha以上の開発に限る） (以下略)	<p>記載位置変更</p> <p>用語修正</p>
開発区域区域図	(略)													
(記載位置変更)														
現況図	(前略) ・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する <u>切土</u> 又は <u>盛土</u> を行う部分の表土の状況（1 ha以上の開発に限る） (以下略)													
開発区域区域図	(略)													
<u>登記地図の合成図</u>	(略)													
現況図	(前略) ・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する <u>盛土</u> 又は <u>切土</u> を行う部分の表土の状況（1 ha以上の開発に限る） (以下略)													
<p>【18 ページ】（開発（建築等）計画説明書の必要図書作成注意事項） (前略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="257 1141 414 1361">造成計画平面図(建築等の場合は不要)</td> <td data-bbox="414 1141 936 1361">           (前略)            ・<u>切土</u>又は<u>盛土</u>をする土地の部分（<u>切土は黄色に、盛土は緑色に</u> 着色）            (中略)            ・<u>切土</u>又は<u>盛土</u>をする土地の部分で表土の復元等の措置を講じるものがある         </td> </tr> </table>	造成計画平面図(建築等の場合は不要)	(前略) ・ <u>切土</u> 又は <u>盛土</u> をする土地の部分（ <u>切土は黄色に、盛土は緑色に</u> 着色） (中略) ・ <u>切土</u> 又は <u>盛土</u> をする土地の部分で表土の復元等の措置を講じるものがある	<p>【18 ページ】（開発（建築等）計画説明書の必要図書作成注意事項） (前略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="974 1141 1131 1361">造成計画平面図(建築等の場合は不要)</td> <td data-bbox="1131 1141 1653 1361">           (前略)            ・<u>盛土</u>又は<u>切土</u>をする土地の部分（<u>盛土は緑色に、切土は黄色に</u>着色）            (中略)            ・<u>盛土</u>又は<u>切土</u>をする土地の部分で表土の復元等の措置を講じるものがある         </td> </tr> </table>	造成計画平面図(建築等の場合は不要)	(前略) ・ <u>盛土</u> 又は <u>切土</u> をする土地の部分（ <u>盛土は緑色に、切土は黄色に</u> 着色） (中略) ・ <u>盛土</u> 又は <u>切土</u> をする土地の部分で表土の復元等の措置を講じるものがある	<p>用語修正</p>								
造成計画平面図(建築等の場合は不要)	(前略) ・ <u>切土</u> 又は <u>盛土</u> をする土地の部分（ <u>切土は黄色に、盛土は緑色に</u> 着色） (中略) ・ <u>切土</u> 又は <u>盛土</u> をする土地の部分で表土の復元等の措置を講じるものがある													
造成計画平面図(建築等の場合は不要)	(前略) ・ <u>盛土</u> 又は <u>切土</u> をする土地の部分（ <u>盛土は緑色に、切土は黄色に</u> 着色） (中略) ・ <u>盛土</u> 又は <u>切土</u> をする土地の部分で表土の復元等の措置を講じるものがある													

<table border="1"> <tr> <td></td> <td>ときは、その部分を図示すること。 (前略)</td> </tr> <tr> <td>造成計画断面図(建築等の場合は現況断面図)</td> <td>・<u>切土</u>又は<u>盛土</u>をする前後の地盤高(切土は黄色に、盛土は緑色に着色) (以下略)</td> </tr> <tr> <td><u>登記地図の合成図</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table>		ときは、その部分を図示すること。 (前略)	造成計画断面図(建築等の場合は現況断面図)	・ <u>切土</u> 又は <u>盛土</u> をする前後の地盤高(切土は黄色に、盛土は緑色に着色) (以下略)	<u>登記地図の合成図</u>	(略)		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>ときは、その部分を図示すること。 (前略)</td> </tr> <tr> <td>造成計画断面図(建築等の場合は現況断面図)</td> <td>・<u>盛土</u>又は<u>切土</u>をする前後の地盤高(盛土は緑色に、切土は黄色に着色) (以下略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(記載位置変更)</td> </tr> </table>		ときは、その部分を図示すること。 (前略)	造成計画断面図(建築等の場合は現況断面図)	・ <u>盛土</u> 又は <u>切土</u> をする前後の地盤高(盛土は緑色に、切土は黄色に着色) (以下略)	(記載位置変更)			記載位置変更																																				
	ときは、その部分を図示すること。 (前略)																																																			
造成計画断面図(建築等の場合は現況断面図)	・ <u>切土</u> 又は <u>盛土</u> をする前後の地盤高(切土は黄色に、盛土は緑色に着色) (以下略)																																																			
<u>登記地図の合成図</u>	(略)																																																			
	ときは、その部分を図示すること。 (前略)																																																			
造成計画断面図(建築等の場合は現況断面図)	・ <u>盛土</u> 又は <u>切土</u> をする前後の地盤高(盛土は緑色に、切土は黄色に着色) (以下略)																																																			
(記載位置変更)																																																				
(以下略)		(以下略)																																																		
<p>【21 ページ】 (開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要書類一覧表) (前略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付順序</th> <th rowspan="2">書類の名称</th> <th colspan="3">許可申請</th> <th rowspan="2">協議</th> <th rowspan="2">様式の有無</th> </tr> <tr> <th>自己の居住用</th> <th>自己の業務用</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>設計図書を作成した者の資格調書及び資格を示す書類</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">有</td> </tr> </tbody> </table>		添付順序	書類の名称	許可申請			協議	様式の有無	自己の居住用	自己の業務用	その他	(中略)							7	設計図書を作成した者の資格調書及び資格を示す書類	△	△	△	△	有	<p>【21 ページ】 (開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要書類一覧表) (前略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付順序</th> <th rowspan="2">書類の名称</th> <th colspan="3">許可申請</th> <th rowspan="2">協議</th> <th rowspan="2">様式の有無</th> </tr> <tr> <th>自己の居住用</th> <th>自己の業務用</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>設計図書を作成した者の資格調書及び資格を示す書類</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td style="text-align: center;">有</td> </tr> </tbody> </table>		添付順序	書類の名称	許可申請			協議	様式の有無	自己の居住用	自己の業務用	その他	(中略)							7	設計図書を作成した者の資格調書及び資格を示す書類	□	□	□	□	有	添付条件の変更(盛土規制法みなし許可分の盛土規制法対応)
添付順序	書類の名称			許可申請					協議	様式の有無																																										
		自己の居住用	自己の業務用	その他																																																
(中略)																																																				
7	設計図書を作成した者の資格調書及び資格を示す書類	△	△	△	△	有																																														
添付順序	書類の名称	許可申請			協議	様式の有無																																														
		自己の居住用	自己の業務用	その他																																																
(中略)																																																				
7	設計図書を作成した者の資格調書及び資格を示す書類	□	□	□	□	有																																														
(以下略)		(以下略)																																																		
<p>【22 ページ】 (開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要書類一覧表) (前略)</p>		<p>【22 ページ】 (開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要書類一覧表) (前略)</p>																																																		

<p>△：開発区域面積が1ha以上の場合は申請書又は協議書に添付してください。 (新設)</p> <p>(注10) 資金計画書のみ添付してください。 (以下略)</p>	<p>△：開発区域面積が1ha以上の場合は申請書又は協議書に添付してください。 □：開発区域面積が1ha以上の場合、又は開発区域面積が1ha未満で盛土規制法の許可を受けたものとみなされる開発行為のうち、次のいずれかに該当する工事を行う場合は申請書又は協議書に添付してください。 (1) 高さが5メートルを超える擁壁の設置 (2) 盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置 (注10) 資金計画書のみ添付してください。 (以下略)</p>	<p>添付条件の追加（盛土規制法みなし許可分の盛土規制法対応）</p>												
<p>【25 ページ】（開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要書類一覧表） (前略)</p> <table border="1" data-bbox="259 791 925 1046"> <tr> <td data-bbox="259 791 376 1046">構造計算書</td> <td data-bbox="376 791 925 1046">(前略) ・『宅地防災マニュアルの解説』による ・宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた擁壁を使用し、構造計算書を添付しない場合、次の書類を添付すること。 (以下略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="259 1046 925 1086">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 1086 376 1161">安定計算書</td> <td data-bbox="376 1086 925 1161">(略) ・『宅地防災マニュアルの解説』による (中略)</td> </tr> </table> <p>●その他知事が必要と認める書類について ・他法令（道路法第24条工事承認、農地転用許可等）の調整経過を示す書類等</p>	構造計算書	(前略) ・『宅地防災マニュアルの解説』による ・宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた擁壁を使用し、構造計算書を添付しない場合、次の書類を添付すること。 (以下略)	(中略)		安定計算書	(略) ・『宅地防災マニュアルの解説』による (中略)	<p>【25 ページ】（開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要書類一覧表） (前略)</p> <table border="1" data-bbox="976 791 1641 1046"> <tr> <td data-bbox="976 791 1093 1046">構造計算書</td> <td data-bbox="1093 791 1641 1046">(前略) ・『盛土等防災マニュアルの解説』による ・盛土規制法施行令第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた擁壁を使用する場合、構造計算書に代わり、次の書類を添付すること。 (以下略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="976 1046 1641 1086">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 1086 1093 1161">安定計算書</td> <td data-bbox="1093 1086 1641 1161">(略) ・『盛土等防災マニュアルの解説』による (中略)</td> </tr> </table> <p>●その他知事が必要と認める書類について ・誓約書（暴力団非該当）、他法令（農地転用許可等）の調整経過を示す書類等</p>	構造計算書	(前略) ・『盛土等防災マニュアルの解説』による ・盛土規制法施行令第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた擁壁を使用する場合、構造計算書に代わり、次の書類を添付すること。 (以下略)	(中略)		安定計算書	(略) ・『盛土等防災マニュアルの解説』による (中略)	<p>参照資料の改訂 略称変更 記載の見直し</p> <p>参照資料の改訂</p> <p>必要書類の見直し（令和5年6月19日付け国都計第44</p>
構造計算書	(前略) ・『宅地防災マニュアルの解説』による ・宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた擁壁を使用し、構造計算書を添付しない場合、次の書類を添付すること。 (以下略)													
(中略)														
安定計算書	(略) ・『宅地防災マニュアルの解説』による (中略)													
構造計算書	(前略) ・『盛土等防災マニュアルの解説』による ・盛土規制法施行令第17条の規定により国土交通大臣の認定を受けた擁壁を使用する場合、構造計算書に代わり、次の書類を添付すること。 (以下略)													
(中略)														
安定計算書	(略) ・『盛土等防災マニュアルの解説』による (中略)													

				号の技術的助言への対応)																																																																		
<p>【26 ページ】（開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要図面一覧表） （前略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面番号</th> <th>図面の名称</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>排水施設計画平面図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>給水施設計画平面図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>崖の断面図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>擁壁の断面図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>擁壁の展開図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>構造図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>境界確定図の写し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>排水流域図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>その他知事が必要と認める図面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>		図面番号	図面の名称	略		(中略)		10	排水施設計画平面図		11	給水施設計画平面図		12	崖の断面図		13	擁壁の断面図		14	擁壁の展開図		15	構造図		16	境界確定図の写し		17	排水流域図		18	その他知事が必要と認める図面		<p>【26 ページ】（開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要図面一覧表） （前略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面番号</th> <th>図面の名称</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>排水施設計画平面図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>排水流域図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>給水施設計画平面図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>崖の断面図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>擁壁の断面図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>擁壁の展開図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>構造図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>境界確定図の写し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>その他知事が必要と認める図面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>		図面番号	図面の名称	略		(中略)		10	排水施設計画平面図		11	排水流域図		12	給水施設計画平面図		13	崖の断面図		14	擁壁の断面図		15	擁壁の展開図		16	構造図		17	境界確定図の写し		18	その他知事が必要と認める図面		図面並び順の変更
図面番号	図面の名称	略																																																																				
	(中略)																																																																					
10	排水施設計画平面図																																																																					
11	給水施設計画平面図																																																																					
12	崖の断面図																																																																					
13	擁壁の断面図																																																																					
14	擁壁の展開図																																																																					
15	構造図																																																																					
16	境界確定図の写し																																																																					
17	排水流域図																																																																					
18	その他知事が必要と認める図面																																																																					
図面番号	図面の名称	略																																																																				
	(中略)																																																																					
10	排水施設計画平面図																																																																					
11	排水流域図																																																																					
12	給水施設計画平面図																																																																					
13	崖の断面図																																																																					
14	擁壁の断面図																																																																					
15	擁壁の展開図																																																																					
16	構造図																																																																					
17	境界確定図の写し																																																																					
18	その他知事が必要と認める図面																																																																					
<p>【27 ページ】（開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要図面作成注意事項） （前略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現況図</th> <th>(前略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況（1 ha以上の開発に限る） (以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>		現況図	(前略)		・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況（1 ha以上の開発に限る） (以下略)	<p>【27 ページ】（開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要図面作成注意事項） （前略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現況図</th> <th>(前略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する盛土又は切土を行う部分の表土の状況（1 ha以上の開発に限る） (以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>		現況図	(前略)		・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する盛土又は切土を行う部分の表土の状況（1 ha以上の開発に限る） (以下略)	用語修正																																																										
現況図	(前略)																																																																					
	・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況（1 ha以上の開発に限る） (以下略)																																																																					
現況図	(前略)																																																																					
	・政令第 28 条の 2 第一号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 及び同条第二号に規定する盛土又は切土を行う部分の表土の状況（1 ha以上の開発に限る） (以下略)																																																																					

<p>【28 ページ】（開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要図面作成注意事項） （前略）</p>		<p>【28 ページ】（開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要図面作成注意事項） （前略）</p>		<p>盛土規制法のみなし許可対象となるか否かが確認できるよう記載項目を追加</p> <p>用語修正</p> <p>盛土規制法のみなし許可対象となるか否かが確認できるよう記載項目を追加 盛土規制法の特定期程の有無を確認できるよう記載項目を追加</p>
<p>求積図</p>	<p>（前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図中には求積計算表も記入し、申請地の実測面積を明示 <u>（新設）</u></li> <li>・ 道路水路等の公共用物との境界線やポイントは境界確定図と整合させる</li> </ul>	<p>求積図</p>	<p>（前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図中には求積計算表も記入し、申請地の実測面積を明示</li> <li>・ <u>盛土又は切土をする場合は、盛土又は切土をする土地の部分の面積を明示</u></li> <li>・ 道路水路等の公共用物との境界線やポイントは境界確定図と整合させる</li> </ul>	
<p>造成計画 平面図</p>	<p>（前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>切土又は盛土をする土地の部分（切土は黄色に、盛土は緑色に着色）</u> （中略）</li> <li>・ <u>切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講じるものがあるときは、その部分を図示すること。</u></li> </ul>	<p>造成計画 平面図</p>	<p>（前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>盛土又は切土をする土地の部分（盛土は緑色に、切土は黄色に着色）</u> （中略）</li> <li>・ <u>盛土又は切土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講じるものがあるときは、その部分を図示すること。</u></li> </ul>	
<p>造成計画 断面図</p>	<p>（前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>切土又は盛土をする前後の地盤高（切土は黄色に、盛土は緑色に着色）</u> <u>（新設）</u></li> <li>・ 計画地盤高 <u>（新設）</u></li> </ul>	<p>造成計画 断面図</p>	<p>（前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>盛土又は切土をする前後の地盤高（盛土は緑色に、切土は黄色に着色）</u></li> <li>・ <u>盛土又は切土をする前後の土地の高低差（開発区域内で最大高となる部分）</u></li> <li>・ 計画地盤高</li> <li>・ <u>盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設（暗渠排水工等）を設置する場合は、その位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称</u></li> </ul>	

(以下略)				(以下略)				
<b>【29 ページ】</b> (開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要図面作成注意事項)				<b>【29 ページ】</b> (開発行為許可申請及び開発行為の協議の必要図面作成注意事項)				記載位置変更
	・法面（崖を含む）の位置及び形状 (記載位置変更)				・法面（崖を含む）の位置及び形状 (略)			
給水施設 設計画 平面図	(略)			給水施設 設計画 平面図	(略)			用語修正
崖の断面図	(前略) ・ <u>切土又は盛土</u> をする前の地盤面 (以下略)			崖の断面図	(前略) ・ <u>盛土又は切土</u> をする前の地盤面 (以下略)			
(中略)				(中略)				
境界確定図の 写し	(略)			境界確定図の 写し	(略)			
排水流域図	(略)			(記載位置変更)				
その他 知事が 必要と 認める 書類	(略)			その他 知事が 必要と 認める 書類	(略)			
(以下略)				(以下略)				
<b>【36 ページ】</b> (工事着手届) (前略)				<b>【36 ページ】</b> (工事着手届) (前略)				
添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式	添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式	
1	略			1	略			

2	工事工程計画表	<u>(新設)</u>		(以下略)	2	工事工程計画表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可を受けた開発行為が盛土規制法の許可を受けたものとみなされるもののうち、同法による中間検査及び定期報告の対象となるものについては、これらの手続きの実施予定時期を記入</li> </ul>		記載事項の追加（盛土規制法みなし許可分の盛土規制法対応）	
<p>【38 ページ】（開発工事に関する工事標識の掲示）          開発行為に関する工事の許可を受けた方又は協議が成立した方は、細則第 12 条の規定により、許可又は協議に係る工事の着手日から法第 36 条第 3 項の規定による完了公告日まで、工事現場の見やすい場所に次の標識を掲示してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>					<p>【38 ページ】（開発工事に関する工事標識の掲示）          開発行為に関する工事の許可を受けた方又は協議が成立した方は、細則第 12 条の規定により、許可又は協議に係る工事の着手日から法第 36 条第 3 項の規定による完了公告日まで、工事現場の見やすい場所に次の標識を掲示してください。</p> <p><u>変更許可等により表示の内容が変更された場合は、変更後の内容を表示してください。</u></p>					記載事項の追加
<p><u>(新設)</u></p>					<p><u>許可を受けた開発行為に関する工事が盛土規制法の許可を受けたものとみなされたものについては、工事現場に掲げる標識は、都市計画法に係る開発許可と盛土規制法に係る許可の計 2 枚の標識を掲げてください。</u></p> <p><u>なお、細則第 12 条及び盛土規制法施行規則第 87 条に示す標識の様式及び記載事項が網羅されていれば、別々の標識とせず、一体となった標識として掲示することは差し支えありません。</u></p>					記載事項の追加（盛土規制法みなし許可分の盛土規制法対応）

(以下略)				(以下略)				
<b>【57 ページ】</b> (地位承継の承認申請) (前略)				<b>【57 ページ】</b> (地位承継の承認申請) (前略)				必要書類の見直し (令和5年6月19日付け国都計第44号の技術的基準への対応)
添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式	添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式	
1	略			1	略			
(中略)				(中略)				
10	その他知事が 必要と認める 図書	(新設)		10	その他知事が 必要と認める 図書	・誓約書(暴力団 非該当)		
(以下略)				(以下略)				
<b>【62 ページ】</b> (規則 60 条証明) ◇ 許可不要証明申請の必要図書				<b>【62 ページ】</b> (規則 60 条証明) ◇ 許可不要証明申請の必要図書				用語修正  記載の見直し
添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式	添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式	
(中略)				(中略)				
4	造成計画平面 図 (建築等の 場合は不要)	・切土又は盛土を する土地の部分 (切土は黄色に、盛土は緑色に着色)		4	造成計画平面 図 (建築等の 場合は不要)	・盛土又は切土を する土地の部分 (盛土は緑色に、切土は黄色に着色)		
(中略)				(中略)				
6	土地登記事項 証明書及び公 図	・法務局が交付する申請地の現在の登記事項証明書を添付		6	土地登記事項 証明書	・法務局が交付する申請地の全部事項証明書を添付 ・申請日前3箇月以内のものを添付		
(新設)				(新設)				
				7	不動産登記法 第14条第1項 に規定する「	・法務局が交付する登記地図の証明書を添付		

<table border="1"> <tr> <td style="width: 50px; height: 300px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>			7	(略)	8	(略)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50px; height: 150px;"></td> <td style="width: 150px;"> <u>地図</u>」又は第4項に規定する「<u>地図に準ずる図面</u>」(以下この項目において「<u>登記地図</u>」という。)の<u>証明書</u> </td> <td style="width: 150px;"> <u>・申請日前3箇月以内のものを添付</u> </td> </tr> <tr> <td>8</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>		<u>地図</u> 」又は第4項に規定する「 <u>地図に準ずる図面</u> 」(以下この項目において「 <u>登記地図</u> 」という。)の <u>証明書</u>	<u>・申請日前3箇月以内のものを添付</u>	8	(略)		9	(略)		<p style="text-align: right;">項番ずれ</p>
7	(略)																
8	(略)																
	<u>地図</u> 」又は第4項に規定する「 <u>地図に準ずる図面</u> 」(以下この項目において「 <u>登記地図</u> 」という。)の <u>証明書</u>	<u>・申請日前3箇月以内のものを添付</u>															
8	(略)																
9	(略)																
<p><b>【62ページ】</b> (規則 60 条証明) (前略) ◇ その他証明申請の必要図書 (以下略)</p>	<p><b>【63ページ】</b> (規則 60 条証明) (前略) ◇ その他証明申請の必要図書 (以下略)</p>	<p style="text-align: right;">ページずれ</p>															
<p><b>【63～67ページ】</b> (本文略)</p>	<p><b>【64～68ページ】</b> (本文略)</p>	<p style="text-align: right;">ページずれ</p>															
<p><b>【68ページ】</b> (受付窓口一覧) 25 開発許可申請等受付窓口一覧 (令和7年4月1日現在) (以下略)</p>	<p><b>【69ページ】</b> (受付窓口一覧) 25 開発許可申請等受付窓口一覧 (令和7年5月1日現在) (以下略)</p>	<p style="text-align: right;">ページずれ 基準日の更新</p>															
<p><b>【目次】</b> (前略)</p>	<p><b>【目次】</b> (前略)</p>	<p style="text-align: right;">ページずれ</p>															

22 市街化調整区域内の既存の権利者の届出について (法第 34 条第十三号) ..... <u>64</u> (中略)	22 市街化調整区域内の既存の権利者の届出について (法第 34 条第十三号) ..... <u>65</u> (中略)	
23 申請図書 of 凡例一覧表..... <u>66</u>	23 申請図書 of 凡例一覧表..... <u>67</u>	
24 都市計画法開発許可申請等手数料..... <u>67</u>	24 都市計画法開発許可申請等手数料..... <u>68</u>	
25 開発許可申請等受付窓口一覧..... <u>68</u>	25 開発許可申請等受付窓口一覧..... <u>69</u>	